平成２４年（フ）第１４００７号
神奈川県藤沢市長後538―４　長後寮
債務者　棚橋　哲也
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４００８号
東京都世田谷区池尻２丁目30―12　オーエスビル２Ｆ大塚方
債務者　小室山義雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０１２号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西12―301
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３３号
東京都練馬区貫井３丁目46―７―203
債務者　畑中　政仁
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３６号
東京都墨田区立花１丁目26―２―903
債務者　坂本　昌一
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３７号
東京都墨田区立花１丁目28―４―1004
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３８号
東京都墨田区立花１丁目28―４―601
債務者　加部　節子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３９号
東京都江戸川区小松川２丁目１―２―904
債務者　石田二三男
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４０号
東京都足立区西新井６丁目20―６　レジデンス宝田Ⅱ205
債務者　神崎　朱美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４１号
東京都清瀬市中清戸５丁目175―１―Ｂ―102
債務者　藤井美奈子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４２号
東京都町田市金井町2736―４―105
債務者　五十嵐　敬
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４３号
東京都杉並区和泉２丁目32―11―201
債務者　粟國　峰里（旧姓望月・秋田）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４４号
東京都葛飾区東新小岩１丁目10―２―103
債務者　徳川　茂良
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４７号
東京都杉並区清水１―14―12―205、住民票上の住所東京都杉並区清水１丁目13―５―201
債務者　原　千栄子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０４８号
東京都目黒区柿の木坂２丁目３―４―404
債務者　宮脇　順子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部